



社会保険労務士法人アコール

〒503-0018 大垣市西之川町1-88-2

Tel (0584)77-1318

fax (0584)77-1319

HP <http://www.t-roumushi.jp>

発刊元 西濃人財教育経営センター

仕事と介護の両立を
推進しています

一業務案内

労働保険・社会保険の手続き、事務・代行、
給与計算、就業規則作成、助成金制度紹介
賞金制度、退職金、労使紛争問題、年金相談
採用試験、社員教育、メンタルヘルス問題

発行責任者 社会保険労務士 北島 隆

パワハラ関連法成立

5月30日、職場のパワーハラスメント防
止を企業に義務付ける「パワハラ関連法
案」が可決・成立しました。施行は大企業
が来年4月、中小企業は2022年4月か
らとなる見通しです。

罰則規定は見送られたものの、パワハラが
常態化し、行政指導をしても改善が見られ
ない場合には、企業名を公表することにな
りました。今後、企業に求められる具体的
ルールは年内にも厚労省より「指針」とし
て決定、発表されますが、基本的方針は

- ①事業主方針の明確化、
 - ②相談体制の整備、
 - ③紛争の事後対応、
 - ④プライバシーの保護
- が中心となります。



どのような行動がパワハラにあたるのかの
線引きについては現在同省が定めているパ
ワハラの6種類をベースに検討することに
なりますし、相談窓口（設置している企業
は大企業で88%、中小企業では26%程
度）の設置義務や、自社の従業員だけでな
く、就活生やフリーランス、また、取引先
など社外の相手に対するセクハラやパワハ
ラも禁ずるよう、就業規則に盛り込むこと
も想定しています。

ポジティブ・メンタルヘルス

2000年頃「職場のメンタルヘルス」と
いえば、うつ病などの早期発見と復職支援
がメインでした。しかし、各企業がどんな
に対策を続けてもメンタルヘルス不調者は
減少しないため、現在では、予防的な活動
に目が向けられるようになりました。

国の調査では、労働時間や仕事の負担より
も、職場でのコミュニケーション、組織の
風土・文化がメンタルヘルスに大きく影響
を与えていることもわかってきました。



今回の政府主導の働き方改革では、経営者
目線として、残業時間を削減しながら業績
を維持するためには、**ワークエンゲージメ
ント**（仕事に対してポジティブで充実した
心理状態）を同時に進めるべきと考えま
す。そこで、ワークエンゲージメントを上
げる＝**ポジティブメンタルヘルス**を戦略的
に取り入れることが必要になってきます。
ポジティブメンタルヘルスに取り組むこと
によって「心身の健康」「従業員のいきい
き」「職場の一体感」「ハラスメントのない
職場」となり、従業員の満足度、生産性、
イノベーション、そして社会への貢献につ
ながります。その手法等については今後順
次紹介させていただきます。

新入社員の働き方改革意識

2019年度、社会人になった新入社員を対象に、産業能率大学が実施した「会社生活への意識調査」の結果が公表されています。「1ヵ月間で許容できる残業時間」では、トップが「11～20時間」（27.5%）ですが、「1～10時間」の回答が過去最高の18.3%となり、「21時間以上」は軒並み減少しています。働き方改革で残業削減が課題になっていますが、新入社員は残業をしたくないという意識が高まっているようです。

では、時間が出来たのでキャリアアップ？業務時間外に自己啓発で勉強したいかを尋ねると、会社がその費用を「全額負担」で38.6%、「一部援助」で32.7%、合計すると会社からの費用負担があれば勉強したい新入社員は71.3%となっています。自力で自分を高めていくという意識は低いのでしょうか？

働き方改革は、単に労働時間を短くするのではなく、個々の能力アップを図らなければ実現できないことを教育していく必要があります。



また、最近話題の「副業」については、「利用したい」「どちらかといえば利用したい」を合わせると64%となり、同様の回答の合計で、テレワークは66.3%、時差出勤は83.4%が利用したいという結果が出ています。新入社員の意識を見ると、働き方改革に沿った制度の見直しは今後必要になりそうです。

雇用関連ニュース

●来春、大卒初任給営業系3,803円増 (6月10日)

来春3月卒業見込みの大学生の初任給が前年と比較して全職種で上昇しています。営業系では対前年比3,803円増の23万3,019円、技術系は同3,693円増の22万1,788円となりました。その他、事務総合職は21万5,020円、事務一般職は18万6,296円となりました。初任給はまだまだ高騰し続けている状況です。

●キャリア支援へ5拠点設置(6月10日)

厚生労働省は、企業での「セルフキャリアドック」の導入へ無料で助言を行う拠点を全国5カ所に開設しました。この地域では名古屋に設置されました。セルフキャリアドック制度は、面談と多様な研修などを組み合わせた定期的・体系的な支援を講じることを通じて、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取り組みです。

民法相続法改正へ

今年1月に続き、7月1日より相続法が改正、施行されます。改正点は「遺産分割における税法と民法の齟齬の解消」「遺留分制度の見直し」「相続以外の者の貢献に寄与する制度」等についてです。遺言書、遺留分侵害額請求等相続でお困りになることがありましたら当事務所提携の司法書士、税理士をご紹介します。いただきます。

事務所の組織変更のお知らせ

平成27年7月より、立川コンサルタント事務所と北島社会保険労務士事務所が合同で設立しました社会保険労務士法人アコールですが、この度、大垣市犬ヶ渚町「浅野りよ子社労士事務所」（浅野りよ子特定社会保険労務士）並びに海津市平田町「西濃労研」（高野芳一特定社会保険労務士）との経営統合で合意致しました。新たに4名の社会保険労務士が集うことで、「働き方改革への対応」や「新しい労務管理制度」など時代に即した労務・人事に関するニーズにお応えできるものと自負しています。具体的には以下の分野について強化・推進して参ります。

1. 「働き方改革関連法」改正に伴う就業規則変更の提案
2. パワハラなど企業コンプライアンスの提案、社内研修、講演への参加
3. 同一労働同一賃金ガイドラインに合致した賃金制度や業種別賃金制度の提案
4. 個別労働紛争の解決案や問題社員への対応等の相談
5. 採用時や現有社員の適正判定検査の実施
6. 年金相談（高齢賃金設計の他、精神疾患やがん患者の障害年金など）
7. ハラスメントやメンタルヘルスに関する社外相談窓口の設置
8. 労働保険や社会保険の手続きについて電子申請の促進
9. 専門講師による労働に関する研修会や判例の研究会開催
10. 監督署など行政の立入調査や是正勧告などへの対応

なお、新しいスタートは本年9月1日となりますが、8月中旬以降には顧問先事業所さまへ順次訪問、今後の対応等についてお話しさせて頂く予定としています。

新事務所について

9月より下記住所にて対応致します。

住所 大垣市西之川町1丁目88-2

（大垣女子短期大学の北あたりです）

駐車場完備（事務所前をご利用下さい）

TEL（0584）77-1318

FAX（0584）77-1319

✉ info@t-roumushi.jp

従来通り、担当労務士へ直接のご連絡でも結構です。

新事務所への移行につきましては、しばらくご迷惑をお掛けする事態が発生する可能性があります。従業員様や各種届等に遅滞などないよう連絡を密に対応していく予定です。ご理解、ご協力をお願い致します。



「アコール」とはフランス語で「調和」です。企業の発展と社会や労使との調和を願い名付けました。これからも皆様方と共に調和を目指しつつ困難な時代を駆け抜けようと決意しています。何卒、倍旧のご支援とご鞭撻をお願い申し上げます。

雨模様が続く天気予報ですが、猛暑対策と湿度対策に注意が必要です。職場でも、天気の急変による災害、7月、8月は熱中症対策に万全を期してください。